

[一部改正]平成13年3月28日 雇児福発第11号
平成17年4月20日 雇児福発第0420002号
平成24年4月5日 雇児福発0405第3号
令和元年5月29日 子家発0529第1号

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長殿
中 核 市

厚生省児童家庭局家庭福祉課長

母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について

標記については、「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）が本日付けをもって一部改正されたところであるがその取扱いについては次の事項に留意の上、その円滑な実施を図られたい。

1 広域入所促進事業について

(1) 趣旨

広域入所促進事業は、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を住所地から離れた母子生活支援施設で広域的に受け入れることにより、母子世帯の福祉の向上を図るものである。

(2) 対象施設

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市民政主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭

福祉課まで報告すること。

ア 当該施設において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

イ 職員が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）の別表 2 の児童福祉施設の職種別職員定数表に定められた定数を満たし、夜間・休日の受入体制が整備されていること。

ウ 夫の暴力等により、母子生活支援施設の所在地を所管する福祉事務所の所管区域外に住民票を有する母子家庭が入所した実績のあること、又は施設の改築等により、今後このような世帯の入所が見込まれること。

エ 過去に本加算を受けて備品を整備した施設が、当該年度に加算を申請する場合には、過去の整備では受入体制が整わなかったことについて合理的な理由があること。

オ 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

2 養育機能等強化事業の実施について

これまで「介護機能等強化事業」において、父の暴力の問題等を抱えている地域の母子世帯へ相談・指導等を行っているところであるが、母子生活支援施設における夫の暴力等を受けた母子世帯への処遇を強化する観点から、監護すべき児童を伴わない女性に対しても実施できることとした。

なお、本事業の実施に際しては、監護すべき児童を伴わない女性の置かれている状況により、婦人相談所その他の関係機関と十分連携を図り、緊急やむを得ない場合は一時的に居室を提供し、宿泊させることも可能とした。

別紙様式 1

番
令和 年 月 日 号

厚生労働省こども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
中 核 市

令和 年度母子生活支援施設広域入所促進事業実施施設指定状況について

標記について、平成 11 年 4 月 1 日児家第 25 号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知の 2 に基づき報告する。

1. 令和 年度広域入所促進事業実施施設指定状況

所管母子生活 支援施設数	広域入所促進事業実施 施設申請施設数(注 1)	
		うち指定施設数(注 2)

(注 1)都道府県市に申請があった施設の数を入力すること
(注 2)都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の
数を入力すること。

2. 令和 年度広域入所促進事業指定施設一覧……………別紙

別紙

令和 年度広域入所促進事業指定施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	広域入所促進事業 事業開始年月日

別紙様式 2

番
令和 年 月 日 号

厚生労働省こども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
中 核 市

令和 年度母子生活支援施設広域入所促進事業の実施状況について

標記について、平成 11 年 4 月 1 日児家第 25 号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知の 2 に基づき報告する。

1. 令和 年度広域入所促進事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数(注)

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数
を記入すること。

2. 令和 年度広域入所促進事業施設別実施報告書……………別紙

別紙

令和 年度広域入所促進事業施設別実施報告書

(都道府県・指定都市・中核市：)

○指定施設の状況（令和 年3月31日現在）

施設名	設置主体	認可定員 (世帯)	職 員 の 状 況 (うち非常勤) [うち併 任]								保育室 の有無	夜間 休日 受入 体制	広域入所実世帯数		備考
		暫定定員 (世帯)	施設長 (人)	母 子 指導員 (人)	保育士 (人)	少年指導員 兼事務員 (人)	調理員等 (人)	自立支 援職員 (人)	嘱託医 (人)	合 計			就学前 児童数	過 去 3 年間 の実績	
	現 員 (世帯)														
所在地	経営主体														
			() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []					

注1 非常勤職員がいる場合には、職員の状況の（ ）に人数を再掲すること。

注2 併任職員がいる場合には、職員の状況の[]に人数を再掲すること。

注3 広域措置入所実世帯数の実績がない場合で、それ以前に実績がある場合は、直近の年度とその年度の実世帯数を記入すること。

注4 備考には、これまで広域入所の実績はないが、今後、広域入所世帯が見込まれる場合に、その理由を記入すること。

注5 自立支援職員とは、「児童福祉法による入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」（平成10年6月12日児家発第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）の第2の非常勤職員をいう。